

## 一般国道470号 能越自動車道 福岡PA上り【休憩所】入札占用指針

### 1. 概要

#### (1) 入札対象施設等

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第13号に定める休憩所

※道路の占用の場所（下記（2）を参照）において、休憩所として新たに建物を設置すること。

※休憩所：道路の安全かつ円滑な交通を確保するために必要な利用者サービスを提供する公共性の高い施設

#### (2) 道路の占用の場所

① 路線名 一般国道470号能越自動車道

② 所在地 富山県高岡市福岡町下老子417番地他

③ 占用面積 154m<sup>2</sup>（別添資料1「位置図」参照）

※建物等の大きさにかかわらず、全体を占用すること。また、占用面積を超えて占用することはできない。

※当該地は非線引き区域（用途地域無指定、容積率200%、建蔽率60%）であり、建築基準法第48条第14項に該当する旨を入札占用計画の提出者において確認すること。

※当該地は公共の用に供する道に接道しているため、建築基準法第43条第2項第2号の許可は不要であるが、建築確認申請の手続きは必要である。

※休憩所の設置にあたり必要となる電気、上下水道に関する施設整備及び維持管理費は、占用者の負担とする。また、占用区域外に関連施設（電気やガスなどの引き込みに必要となる施設）の設置が必要なときは、富山県道路公社に協議すること。

※従業員は、占用の場所とは別に福岡PA内の指定する場所に駐車することができる。

#### (3) 営業形態

① 営業内容は、富山県の特産品や雑貨（日用品含む）などの物品の販売、軽食の提供などとする。

② 販売商品や軽食メニュー等については、能越自動車道利用者の利便性や地域振興に資するものとなるようにすること。

③ 特産品（工芸品、飲食品・菓子、農林水産物、雑貨など）の販売スペースを設け、複数の品を販売すること。

④ 酒類等占用施設で販売することがふさわしくない商品の販売を行わないこと。（ただし、酒類のパネル・カタログによる通信販売は可能とする。）

⑤ 年中無休で最低限8時～19時の間は営業すること。

⑥ 自動販売機を設置する場合は、屋内に設置すること。（屋外への設置は認めない。）

⑦ 情報端末の設置は認めるが、富山県道路公社と協議のうえ、必要な関係施設の整備・管理などは占用者が行うこと。

⑧ 営業は、入札占用計画の提出者が直接行うこと。（委託経営やテナント募集により第三者が営業を行うことは認めない。）

#### (4) 道路の占用の開始の予定期

令和2年10月1日

※遅くとも令和3年3月31日までには道路占用を開始すること。

#### (5) 営業開始の予定期

道路占用許可日から1年以内

#### (6) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

・従業員駐車場及び市道に接続するまでの道路及び水路の清掃、除草を年1回程度実施すること。

・従業員駐車場及び市道に接続するまでの道路の除雪が必要なときは占用者において除雪すること。

・占用区域内、トイレ、アプローチ広場及び四阿の点検を1日1回以上実施のうえ、ゴミがあるときは回収するとともに汚れがあるときは清掃すること。（実施要領を定め、定期的に点検結果を報告すること。また、点検時に異常等を発見した場合には、富山県道路公社に速やかに通報を行うこと。）

- ・休憩所からなるゴミの処理のため、占用区域内にゴミ箱を必要数設置し、占用者により管理（ゴミ処理含む）すること。

・その他別添の資料2「道路占用許可条件（予定）」に掲げる必要な措置を実施すること

(7) 入札占用計画の認定の有効期間

19年6カ月

※ただし、5年毎の占用許可の更新手続きが必要となる。

(8) 占用料の額の最低額

1,650円（1m<sup>2</sup>当たり／年）

道路法施行令別表に定める単価 × 国土交通大臣が定める期間

第7条13号に掲げる施設（その他のもの）

1,650円 × 1年

※占用料の額の最低額について、様式9別紙「入札書記載要領」に注意点を記載しておりますので必ずご確認ください。

## 2. 占用入札参加資格について

次のとおり参加資格要件を定めます。

- (1) 入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること
- (2) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること
- (3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと
- (4) 入札占用計画の提出者は、会社法に定める株式会社（特例有限会社含む）であり、申込時までに富山県内において3年以上継続して小売（飲食など）での営業実績があり、次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと
  - ① 道路占用許可の手続を履行する能力を有しないと富山県道路公社が認めるとき
  - ② 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと富山県道路公社が認めるとき
  - ③ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき
  - ④ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促をしているとき
  - ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - ⑥ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ⑦ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - ⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - ⑩ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適当であると富山県道路公社が認めるとき
- (5) 入札占用指針説明会に参加していること（ただし、現地説明会は、希望者のみ）
- (6) 入札占用計画が次に掲げる事項に照らして適切なものであること
  - ① 占用物件の構造
    - ア 地上に設ける占用物件の構造は、道路法施行令第12条第1号によること。
    - イ 占用物件は平屋、または2階建てとすること。
    - ウ 広告物の提示にあたっては、高岡市の「屋外広告物条例」等を遵守するとともに、過度なネオン・サイン及び電飾等により自動車の走行に支障がないようなものとすること。
    - エ 設置する施設の構造やデザインは、広告物と同じく、過度なネオン・サイン及び電飾等により自動車の走行に支障がないようなものとすること。
    - オ 従業員用のトイレを占用物件内に設置すること。
    - カ その他占用物件の構造は、通行者の利便及び交通の安全を図るために十分な配慮をすること。

- ② 工事実施の方法  
占用に関する工事の実施方法は、道路法施行令第13条によるものとする。
- ③ 工事の時期  
占用に関する工事の時期は、道路法施行令第14条によるものとする。
- ④ 道路の復旧方法  
占用に関する道路の復旧の方法は、道路法施行令第15条によるものとする。

なお、道路の占用に当たって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、富山県警察本部交通部高速道路交通警察隊と協議を行います。富山県警察本部交通部高速道路交通警察隊への事前相談、お問い合わせはおやめください。

(7) 入札占用計画の提出者及び入札占用計画について、次の4つの観点において妥当と認められること。

- ① 事業者の資力・信用及び事業の安定性
- ② 地域との調和
- ③ 利用者の利便性
- ④ 有料道路事業への収益還元

### 3. 入札占用計画の提出について

提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用の許可を行うことの可否を判断します。

(1) 入札占用計画の作成要領

様式1～5（A4判）により、作成してください。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めるこことや、必要なときは、裏付けとなる資料の追加提出を求めることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

様式	留意事項
入札占用計画 (様式1)	①「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載願います。 ②「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載するとともに、5年ごとの更新の時期を記載願います。 ③「添付書類」の欄には、「入札占用指針に定める提出書類」と記載してください。
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置 (様式2)	①施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。 ②日常的な占用区域内、トイレ、アプローチ広場及び四阿の点検、清掃等について、実施体制、方法等を記載願います。 ※占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載願います。 その他、道路の管理に資する取組があれば併せて記載願います。
法人概要 (様式3-1) 及び役員名簿 (様式3-2)	事業の内容、役員の氏名等を記載願います。
災害等非常時における連絡体制 (様式4)	占用者（代表者、現場管理者、施設管理者等）及び工事請負事業者（工事責任者、現場監督者等）から道路管理者への連絡体制図を記載願います。
暴力団排除に関する誓約書 (様式5)	記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。

様式1の添付書類として、以下の作成要領に従って作成した書類を提出してください。（様式は任意）

提出書類	作成要領
占用計画提出理由書	占用許可申請に至った背景、経緯、理由等を詳細に記載すること。

占用地及び周辺の規制状況	占用地及び周辺の公法上の規制状況について詳細に記載すること。 ※占用許可は道路用地の利用を認める行政処分ですが、許可が受けられても、他の法令の基準に適合せず、それらの法令による許可が受けられなければ、申請に係る施設は設置できないことになります。他の法令への適合については、入札占用計画の提出者ご自身で確認いただくことになりますので、ご留意ください。
全体計画図	方位、縮尺、占用する敷地の境界、予定建築物等の位置及び形状と用途が分かるように明示すること。
平面図	方位、縮尺、予定建築物の平面図、占用する敷地の境界を明示すること。
立面図	縮尺、予定建築物の立面図、占用する敷地の境界を明示すること。
工事の実施方法及び工程表	①工事数量、施工計画、工事工程が分かるように記載すること。 ②占用工事について、工事種目ごとに区分して所要期間を表にすること。 ③工事種目ごとの工事方法を図面等に入れて明らかにすること。 ④設置する施設の構造やデザインが分かる資料を作成すること。 ⑤占用工事の概算工事費及び資金調達方法を明らかにすること。 ⑥原状回復する場合の道路の復旧方法を明らかにすること。 ⑦道路占用許可日から1年以内に営業が開始できるよう作成すること。
占用物件概要書	①占用の場所に設置する施設の業務内容、事業計画、資金計画・収支計画、管理運営計画が分かるように記載すること。 ②資金計画・収支計画について占用期間全体の計画とすること。 ③主な販売品目の単価や、見込み売上高を記載すること。 ④販売施設内の配置図を作成すること。作成にあたっては、それぞれの販売スペースの広さも記載すること。特に特産品については、詳しく販売物を記載すること。 ⑤営業日及び時間を記載すること。
申請者が十分な資力・信用力を有することを明らかにする書類	①法人の登記簿謄本（登記事項証明書）原本 ②定款 等 ③決算書等（直近3期分） ④国税・県税の納税証明書（直近3期分）原本 ⑤資格証（資格を要する業種）の写し

## (2) 入札占用計画の提出期限、場所及び方法

### ① 提出期限

令和2年6月30日（火）16時00分まで【必着】

期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

### ② 提出先

〒930-0096 富山県富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館2階

富山県道路公社 工務課（電話 076-441-6621）

### ③ 提出方法

上記②へ持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）してください。

## 4. 入札までの手続き

### (1) 担当部局

〒930-0096 富山県富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館2階

富山県道路公社 総務課（電話 076-441-6611） 工務課（電話 076-441-6621）

### (2) 入札占用指針説明会の開催について

#### ① 開催日時、場所

令和2年5月22日（金）10時00分から11時30分

〒930-0096 富山県富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館2階

富山県道路公社 工務課（電話 076-441-6621 FAX 076-442-6467）

E-mail toyama2@tym-rpc.or.jp

なお、参加申し込みが多い時は場所を変更することがあります。その際は、別途連絡いたします。

同日 13時30分から14時30分までの間、希望者を対象に福岡P A上りにて現地説明会も開催します。

② 参加申込方法

様式6に必要事項を記載の上、（1）の担当部局（工務課）に郵送、FAX又は電子メールで申し込んでください。

③ 参加申込期間

令和2年5月13日（水）から令和2年5月20日（水）16時00分まで（必着）

なお、参加申込期限までに参加申し込みが無い場合は、入札占用指針説明会を開催しませんので、参加を希望される場合は、必ず参加申込期限までに参加申し込みをしてください。

※入札占用計画の提出を検討されている方は、必ず参加して下さい。（現地説明会は、希望者のみとします。）

（3）入札占用指針に関する質問について

入札占用指針の内容について質問がある場合には、書面（様式7）にて質問を受け付けます。質問書に対する回答は、富山県道路公社のホームページにて閲覧に供することにより行うこととします。

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

① 質問書の提出方法

様式7に記載の上、郵送、FAX又は電子メールで提出してください。

② 提出先

〒930-0096 富山県富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館2階

富山県道路公社 工務課 （電話 076-441-6621 FAX 076-442-6467）

E-mail toyama2@tym-rpc.or.jp

③ 質問書の提出期間

令和2年5月13日（水）から令和2年8月19日（水）16時00分まで

（ただし、入札占用計画の作成に関する質問は、令和2年6月24日（水）16時00分まで）

（4）入札参加資格の確認通知について

「3. 入札占用計画の提出について」により作成され、提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、書面をもって、富山県道路公社より通知します。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

また、占用入札参加資格要件を満たさない理由について、書面にて説明を求めるすることができます。この説明を求める場合は、様式8に必要事項を記載の上、提出してください。

① 質問書の提出方法

様式8に記載の上、郵送、FAX又は電子メールにて提出してください。

② 提出先

〒930-0096 富山県富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館2階

富山県道路公社 工務課 （電話 076-441-6621 FAX 076-442-6467）

E-mail toyama2@tym-rpc.or.jp

③ 質問書の提出期限

令和2年8月17日（月）16時00分まで

## 5. 入札の実施について

（1）入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟覧の上、下記のとおり入札書を提出してください。なお、以下の提出日時までに入札書を提出しない者は、本入札に参加することができません。

① 提出方法

ア 入札書は様式9のとおり作成のうえ、持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）してください。

イ 入札書を持参する場合には、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名、入札占用指針件名を表記し、提出してください。

なお、提出するに当たっては、富山県道路公社により占用入札参加資格があることの確認を受けた通知書（以下「占用入札参加資格確認通知」という。）を持参してください。

ウ 送付により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用入札参加資格確認通知と封かんした入札書を同封してください。

エ 代理人が入札に参加する場合においては、入札書に加えて、委任状（様式10）を提出してください。

② 提出先

〒930-0096 富山県富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館2階

富山県道路公社 総務課 （電話 076-441-6611）

E-mail toyama2@tym-rpc.or.jp

③ 提出期限

持参の場合：令和2年8月26日（水）9時55分まで

送付の場合：令和2年8月25日（火）まで（必着）

（2）入札にあたっての注意事項

ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人が記載、押印してください。

イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

（3）開札日時、場所

① 日時：令和2年8月26日（水）10時00分

② 場所：

〒930-0096 富山県富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館2階

富山県道路公社 会議室

ア 来庁の際には、駐車場が少ないためできる限り、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

イ 入札当日の受付は、入札開始時刻の20分前から行います。

ウ 入札会場への入場は、参加者1者につき、2名までとします。

（4）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 占用入札参加資格のない者のした入札

イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札

エ 所定の入札書によらない入札

オ 記名、押印を欠く入札

カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

ク 委任状の提出がない代理人がした入札

ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

（5）入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穏の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めことがあります。

（6）開札

開札は、入札者を立ち会わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち会わせる場合には、委任状（様式10）を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

なお、送付による入札者も立ち会いは可能です。

① 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。

② 入札者は、開札場に入場した後においては、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできません。

③ 開札をした場合において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は富山県道路公社が定める時刻までに再度の入札書

を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

(7) 落札者の決定方法

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者と決定します。占用料の額は1年間における1m<sup>2</sup>当たりの額であり、入札額として申し出た当該額の多寡を比較するものとします。
- ② 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、公社は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定いたします。
- ③ 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(8) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を通知します。また、富山県道路公社のホームページに入札の実施結果（道路の占用の場所、開札結果（落札・不調等の別）、落札者、落札額）を公表します。

また、入札結果について、書面にて説明を求めるすることができます。この説明を求める場合は、様式11に必要事項を記載の上、提出してください。

① 質問書の提出方法

様式11に記載の上、郵送、FAX又は電子メールで提出してください。

② 提出先

〒930-0096 富山県富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館2階  
富山県道路公社 工務課 （電話 076-441-6621 FAX 076-442-6467）  
E-mail toyama2@tym-rpc.or.jp

③ 質問書の提出期間

令和2年9月1日（火）16時00分まで

(9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。

## 6. 入札占用計画の認定について

入札により決定した落札者が提出した入札占用計画を法第39条の5第1項により認定します。

(1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者（以下「認定計画提出者」という。）等について、国土交通省道路局及び富山県道路公社の工務課に備え付けるとともに、国土交通省道路局及び富山県道路公社のホームページに掲載します。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、富山県警察本部交通部高速道路交通警察隊との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

(2) 認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかつた変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

(3) 認定の取消

認定計画提出者に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合、その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

## 7. 道路の占用の許可について

### (1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

#### ① 申請窓口

〒930-0096 富山県富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館2階  
富山県道路公社 工務課 (電話 076-441-6621)

#### ② 申請書類

- ア 道路占用許可申請書
- イ 認定された入札占用計画
- ウ 入札占用計画認定通知（写し）
- エ 委任状（代理申請の場合のみ）
- オ その他道路管理者である富山県道路公社が必要であると認める書類

#### ③ 申請期限

- ア 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から15日以内に行ってください。
- イ 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

### (2) 占用許可の条件

占用許可には、別添の資料2「道路占用許可条件（予定）」に掲げる条件を付すことを予定しています。また、占用許可の時点において、様式2に記載された内容については、占用許可の条件として実施を義務付けるとともに、道路管理上の必要に応じて、占用許可の条件により、修正、追加その他の指示を行うことがあります。さらに、これ以外にも条件が追加されることがあります。

なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

### (3) 占用許可の期間

認定した入札占用計画に記載された期間中、占用を認めます。ただし、5年ごとに更新の手続が必要となり、更新に当たっては事業継続の意思確認をするとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認します。

### (4) 占用料の額及び支払方法

- ① 占用を許可した年度の占用料の額は、認定入札占用計画の提出者が入札において申し出た額に占用面積を乗じた額とします。
- ② 翌年度以降については、毎年度末に下記の方法により算定した額と比較し、高い方を占用料の額とします。

$$\text{占用料 (年額)} = \frac{\text{積算占用料} + \text{収益占用料}}{2} \times \text{占用面積}$$

#### ◆ 積算占用料とは・・・

近傍類似の土地の1m<sup>2</sup>あたりの時価に道路法施行令で定められている率(0.033)を乗じて得られる額をいいます。なお、土地の価格の上昇等を踏まえて道路法施行令別表に定められている率が改定された場合には、改定後の率を適用します。

#### ◆ 収益占用料とは・・・

占用施設において行われる営業により得られる1m<sup>2</sup>あたりの年間売上収入額(S)に、「占用許可予定地が所在するサービスエリア及びパーキングエリアと立地条件、収益性などが類似していると認められる施設の存する土地(類似地)」から想定される標準的な収益モデルにおける「標準的な売上高対賃料比率(α)」、「標準的な賃料に占める純賃料比率(β)」、「標準的な土地への賃料配分率(y)」をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

$$\text{収益占用料} = S \times 0.09375 (\alpha) \times 0.6 (\beta) \times 0.244 (y)$$

### (3) 占用料の見直しについては、以下のとおりとします。

- ・積算占用料

近傍類似の土地の時価については、毎年度、不動産価格の推移を示す指数を用いて時点修正を行います。また、占用の更新がなされたときは、再度近傍類似地の評価を行います。

・収益占用料

一年当たりの売上収入額については、占用者に報告して頂き、それを基に占用料の算定を行います。

- ④ 占用施設が立地したことにより新たに公租公課（固定資産税、都市計画税）が課された場合は、当該公租公課相当額は占用料とは別に占用者に負担して頂きます。
- ⑤ 敷金、保証金は必要ありません。
- ⑥ 土地の価格の上昇等を踏まえて道路法施行令別表に定める占用料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用します。
- ⑦ 占用料の支払いは、占用を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占用料を毎会計年度4月30日までに支払うものとします。

なお、支払い方法は、富山県道路公社が発行する請求書により納めるものとします。

- ⑧ 年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月割計算とします。  
また、徴収する金額が100円未満であった場合には、これを100円に切り上げた額とします。
- ⑨ 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、法第73条に基づき延滞金を徴収する場合があります。
- ⑩ 既納の占用料は還付しません。

## 8. その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、富山県道路公社から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。
- (5) 認定した入札占用計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (6) 認定しなかった入札占用計画は、原則として返却いたしませんが、返却を希望する場合には、その旨を入札占用計画を提出する際に申し出てください。
- (7) 福岡PA下りにも同様な休憩施設を設置することとしており、上り・下り共に入札することが出来ます。